



札幌市都市公園の維持管理に関する協定書の改定協定書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び札幌市都市公園条例（昭和32年条例第3号）第29条第1項の規定に基づき、札幌市（以下「甲」という。）と藻南・石山・常盤・さくらの森グループ（以下「乙」という。）において平成31年3月12日付けで締結した藻南公園、石山緑地、小金湯さくらの森及び常盤公園に係る札幌市都市公園の維持管理に関する協定書（以下「原協定書」という。）及び改定協定書に関し、甲と乙は、原協定書第18条第5項及び第37条の規定に基づき、次のとおり改定協定を締結する。

第1条 原協定書第18条5項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大による事業の中断に伴い、当初想定していた経費の大幅な減少が発生し、既存の管理費用の額が著しく不適当となったことを是正するため、管理費用のうち「金612,000円」を減額させることとし、原協定書第18条第1項中「金223,200,000円」を「金222,588,000円」に改める。

第2条 改定協定を行った原協定書第18条第2項の表を次のとおり改める。

請求時期	支払金額（消費税及び地方消費税を含む。）				
	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
4月	44,400千円	44,088千円	44,700千円	44,700千円	44,700千円

第3条 この協定は、締結日から適用するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を所持する。

令和 3年3月15日

(甲) 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市

代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市白石区平和通14丁目北2番16号

藻南・石山・常盤・さくらの森グループ

代表者 横浜植木株式会社北海道支店

支店長 喜多 伸行

